力熊本県公報

第 1 1 5 6 0号 平成 19 年 6 月 11 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

熊本県告示第526号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退の届出があった。

平成 19 年 6 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	施設の設置者の名称、主たる			
施設の名称及び所在地	事務所の所在地及び代表者の	辞退年月日	事業所番号	施設の種類
	氏名			
知的障害者更生施設高森寮	社会福祉法人 立正福祉会	平成 19 年	4311330031	知的障害者
阿蘇郡高森町大字色見 822	阿蘇郡高森町大字色見 822 番	7月31日		更生施設
番地	地			
	池上 尊義			

熊本県告示第 527 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 19 年 6 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
玉名市社会福祉協議会岱明	社会福祉法人 玉名市社会福	平成 19 年	4310400033	居宅介護及
玉名市岱明町中土 1022 番	祉協議会	3月31日		び重度訪問
地	玉名市岩崎 88 番地 4			介護
	島津 勇典			

公 告

熊本県公告第526号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 6 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の表示

菊池郡菊陽町大字原水字下八町 2175 番 14

同町大字原水字向原 941 番 3 種地 186.35 平方メートル

最低売却価格 2,981,600 円

2 入札日時

平成 19 年 7 月 3 日 (火) 午前 10 時

3 入札場所

熊本県庁行政棟本館 11 階 1101 会議室

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

7 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、予め次により入札参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成19年6月26日(火)午後5時 (郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目 18番 1号 熊本県土木部道路保全課
- 9 入札に参加しようとする者は、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は(2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
 - (1) 契約締結期限 平成19年7月13日(金)
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18番1号 熊本県庁行政棟本館 11階 熊本県土木部道路保全課
 - (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先

熊本県土木部道路保全課(電話096-333-2495)

熊本県公告第527号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
 - 平成 19 年 5 月 31 日
- 2 名称
 - NPO 法人灯火を灯す会
- 3 代表者の氏名
 - 吉岡 義
- 4 主たる事務所の所在地

菊池市泗水町吉富 463 番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者である熊本県内の高齢者、青少年、及びホームレス、保護観察下にある人たちに対して、将来に亘る安心、安全で健康的な生活を支援するため、日常的な交流を通して、仕事を提供し、地域に密着した福祉サービスを展開する。具体的には、デイサービス及び有料老人ホームの立ち上げに関するコンサルタント事業を行い、それらの施設に関する維持管理を行う。また、青少年の健全な育成、保護観察下にある人たちの社会復帰を促進すること、植林活動などを通して、社会に貢献することを目的とする。

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 180 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。 以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成 19 年 6 月 11 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘志

1 指示の内容

県内の公共の用に供する内水面及びこれと連接一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

2 指示の期間

平成 19年6月17日から平成20年6月16日まで